



ことばの教室だより

白岡市立篠津小学校 平成28年12月号

2学期も残りわずかとなりました。運動会や遠足、持久走大会などの行事が続いて忙しいなかでも、みんな元気に通ってきてくれました。そして「遠足楽しかったよ」「最後まで頑張って走ったよ」と行事のことや、「縄跳びが上手にできるようになったよ」「休み時間にドッジボールをしたよ」「公園で遊んだよ」と授業や休み時間・休日のことなどを、いろいろ聞かせてくれたのがとても嬉しかったです。学校もことばの教室も、みんな頑張りましたね。寒くなりましたが体調に気を付けて、よい年末年始をお過ごしください。

合理的配慮

合理的配慮とは「障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための個別の調整や変更のこと」をいいます。2016年4月1日から施行された「障害者差別解消法」により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的な配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。ことばの教室に通ってくる子どもたちへの合理的配慮の具体例としては、以下のようなものがあります。

- ・机や椅子から出る教室騒音軽減対策
- ・聞こえにくさに応じた聴覚的な環境の提供（FM式補聴器の使用など）
- ・音（音声やサイン音楽）のみによる合図を視覚的に表示
- ・発音が不明瞭な場合の代替手段によるコミュニケーションの活用（筆談、ICT機器の使用など）
- ・構音障害や吃音などの理解、本人の心情理解についての理解啓発活動
- ・障害に関する学習会や交流会などの情報提供
- ・発音のしにくさなどを考慮した学習内容や学級活動の変更や調整（教科書の音読、九九の暗唱、日直・係の仕事、健康観察など）

これは一例に過ぎず、本人の特徴や目的・場面・環境によって、必要になる合理的配慮の内容や程度は異なってきます。また配慮を行うにあたっては人的・金銭的資源などに限界があるため、過度な負担でない実現可能な配慮を検討する必要があります。

本人が主体的に自分の力を発揮していくために「必要かつ適当」な程度や内容を十分に検討し、障害のあるなしに関わらず誰もが過ごしやすい社会にしていけるといいですね。

12月の行事予定

日	曜	行事予定	教室予定
1	木	お話朝会	
2	金	読書タイム 歯科指導2年 社会科見学5年	
3	土		
4	日		
5	月	俳句の日 競書会 一斉下校	
6	火	あおぞらタイム 委員会	
7	水	フレンドリータイム 校内書初め展	
8	木	表彰朝会 校内書初め展	
9	金	読書タイム	
10	土		
11	日		
12	月	朝学習	
13	火	あおぞらタイム クラブ	
14	水	朝学習 青少年夢の配達便事業6年	
15	木	音楽朝会 5時間授業	
16	金	読書タイム 5時間授業	※指導最終日
17	土		
18	日		
19	月	朝学習	※合同研修会
20	火	学級の時間 5時間授業	
21	水	学級の時間 5時間授業 給食終了	
22	木	学級の時間 終業式 4時間授業	
23	金	天皇誕生日	
24	土		
25	日	冬休み	

※3学期は1月12日（木）から指導を開始する予定です。個別の予定表をお渡しますので、学校や学級の予定と合わせてご確認ください。

12月

大掃除などでぞうきんを使うことが多い時期です。ぞうきんの正しいしぼり方は、剣道の竹刀を握るように持ち、手首を内側にしぼり込む「縦しぼり」です。この機会に基本の動作を身につけられるといいですね。

ご相談は…

白岡市教育委員会 0840-92-1111(代表)
篠津小学校ことばの教室 0480-91-0017(直通)

随時受け付けています!

